

# 大分県報

令和三年  
号外（二）  
三月三十一日

（水曜日）

## 目次

### 規則

- 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正……………一
- 指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正……………四
- 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正……………四
- 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正……………六
- 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正……………六
- 指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正……………七
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定……………七

### 規則

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県規則第二十号

#### 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に

#### 関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第十一号）の一部を次のように改正す

令和三年三月三十一日

大分県報号外（規則）

る。

第十五条第四号中「第七十四条第二項」を「第七十七条において準用する条例第三十五条の二第二項」に、「身体的拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第二十条中「中」第七十四条第二項」とあるのは「第九十四条において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。

第二十条の二中「中」第七十四条第二項」とあるのは「第九十四条の五において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。

第三十七条中「第二十条第一項」を「条例第二十条第一項」に、「中」第七十四条第二項」とあるのは「第四百四十八条において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。

第三十七条の二中「中」第七十四条第二項」とあるのは「第四百四十八条の四において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。

第四十二条第五号中「第七十四条第二項」を「第三十五条の二第二項」に、「身体的拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

第四十七条中「中」第七十四条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。

第四十九条の二の次に次の一条を加える。

（運営状況等に関する事項の評価等）

第四十九条の三 条例第八十三条の三の規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる事項とし、同条の規定に基づき規則で定める評価方法は、同表の上欄に掲げる事項に係る同表の中欄に掲げる評価基準に応じ、同表の下欄に掲げるスコアを合計したものとす。

事項	評価基準	スコア
労働時間	一 一日の平均労働時間数（就労継続支援A型事業所等（就労継続支援A型事業所（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十四号）第七十一条に規定する就労継続支援A型事業所をいう。）又は障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。））第五号第十一項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）において、就労継続支援A型等（就労継続支援A型（障害者の日常生活及び社会生活を総	八十

<p>動 生産活</p>	<p>一 前年度（就労継続支援A型事業所等において就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度をいう。以下同じ。）及び前々年度（当該就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前々年度をいう。以下同じ。）の各年度における生産活動収支（生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額をいう。以下同じ。）がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること。</p> <p>二 前年度における生産活動収支が前年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること（前号に該当する場合を除く。）。</p> <p>三 前々年度における生産活動収支が前々年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること（第一号に該当する場合を除く。）。</p>	<p>四十</p>	<p>多様な働き方</p>	<p>四 前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上でないこと。</p> <p>一 就労継続支援A型等を行った日の属する年度において、就労継続支援A型事業所等の就業規則その他これに準ずるものにより、次のイからチまでに掲げる利用者に関する事項を定めていることをそれぞれ一点として算定した点数（五点を限度とし、前年度において、その算定した点数に係る当該事項を、利用者の希望に基づき講じた場合には、その講じた事項ごとに一点を加算した点数とする。）の合計（以下この項において「合計点数」という。）が八点以上であること。</p> <p>イ 就労に必要な知識及び能力の向上に資する免許、検定その他の資格の取得を支援するための制度に関する事項</p> <p>ロ 利用者当該就労継続支援A型事業所等の職員として雇用する場合における採用手続及び採用条件に関する事項</p> <p>ハ 在宅勤務を行う利用者の労働条件及び勤務規律に関する事項</p> <p>ニ その利用者に係る始業及び終業の時刻をその利用者の決定に委ねることとした利用者の労働条件に関する事項</p> <p>ホ それぞれの障害の特性に応じ一日の所定労働時間が短い利用者の労働条件に関する事項</p> <p>ヘ それぞれの障害の特性に応じて一日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げの制度に関する事項</p> <p>ト 時間を単位として又は時季を指定して有給休暇を与えることに関する事項</p> <p>チ 業務外の事由による負傷又は疾病の療養のための休業に関する事項</p> <p>二 合計点数が六点又は七点であること。</p> <p>三 合計点数が一点以上五点以下であること。</p>	<p>三十五</p>
<p>一 前年度（就労継続支援A型事業所等において就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度をいう。以下同じ。）及び前々年度（当該就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前々年度をいう。以下同じ。）の各年度における生産活動収支（生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額をいう。以下同じ。）がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること。</p> <p>二 前年度における生産活動収支が前年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること（前号に該当する場合を除く。）。</p> <p>三 前々年度における生産活動収支が前々年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること（第一号に該当する場合を除く。）。</p>	<p>四十</p>	<p>多様な働き方</p>	<p>一 就労継続支援A型等を行った日の属する年度において、就労継続支援A型事業所等の就業規則その他これに準ずるものにより、次のイからチまでに掲げる利用者に関する事項を定めていることをそれぞれ一点として算定した点数（五点を限度とし、前年度において、その算定した点数に係る当該事項を、利用者の希望に基づき講じた場合には、その講じた事項ごとに一点を加算した点数とする。）の合計（以下この項において「合計点数」という。）が八点以上であること。</p> <p>イ 就労に必要な知識及び能力の向上に資する免許、検定その他の資格の取得を支援するための制度に関する事項</p> <p>ロ 利用者当該就労継続支援A型事業所等の職員として雇用する場合における採用手続及び採用条件に関する事項</p> <p>ハ 在宅勤務を行う利用者の労働条件及び勤務規律に関する事項</p> <p>ニ その利用者に係る始業及び終業の時刻をその利用者の決定に委ねることとした利用者の労働条件に関する事項</p> <p>ホ それぞれの障害の特性に応じ一日の所定労働時間が短い利用者の労働条件に関する事項</p> <p>ヘ それぞれの障害の特性に応じて一日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げの制度に関する事項</p> <p>ト 時間を単位として又は時季を指定して有給休暇を与えることに関する事項</p> <p>チ 業務外の事由による負傷又は疾病の療養のための休業に関する事項</p> <p>二 合計点数が六点又は七点であること。</p> <p>三 合計点数が一点以上五点以下であること。</p>	<p>三十五</p>	
<p>一 前年度（就労継続支援A型事業所等において就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度をいう。以下同じ。）及び前々年度（当該就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前々年度をいう。以下同じ。）の各年度における生産活動収支（生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額をいう。以下同じ。）がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること。</p> <p>二 前年度における生産活動収支が前年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること（前号に該当する場合を除く。）。</p> <p>三 前々年度における生産活動収支が前々年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること（第一号に該当する場合を除く。）。</p>	<p>四十</p>	<p>多様な働き方</p>	<p>一 就労継続支援A型等を行った日の属する年度において、就労継続支援A型事業所等の就業規則その他これに準ずるものにより、次のイからチまでに掲げる利用者に関する事項を定めていることをそれぞれ一点として算定した点数（五点を限度とし、前年度において、その算定した点数に係る当該事項を、利用者の希望に基づき講じた場合には、その講じた事項ごとに一点を加算した点数とする。）の合計（以下この項において「合計点数」という。）が八点以上であること。</p> <p>イ 就労に必要な知識及び能力の向上に資する免許、検定その他の資格の取得を支援するための制度に関する事項</p> <p>ロ 利用者当該就労継続支援A型事業所等の職員として雇用する場合における採用手続及び採用条件に関する事項</p> <p>ハ 在宅勤務を行う利用者の労働条件及び勤務規律に関する事項</p> <p>ニ その利用者に係る始業及び終業の時刻をその利用者の決定に委ねることとした利用者の労働条件に関する事項</p> <p>ホ それぞれの障害の特性に応じ一日の所定労働時間が短い利用者の労働条件に関する事項</p> <p>ヘ それぞれの障害の特性に応じて一日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げの制度に関する事項</p> <p>ト 時間を単位として又は時季を指定して有給休暇を与えることに関する事項</p> <p>チ 業務外の事由による負傷又は疾病の療養のための休業に関する事項</p> <p>二 合計点数が六点又は七点であること。</p> <p>三 合計点数が一点以上五点以下であること。</p>	<p>三十五</p>	

支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第13の8の注1に規定する職業指導員等をいう。）に限る。以下このイにおいて同じ。）に対し、障害者の就労の支援に関する知識及び技能を習得させるために作成した研修計画（研修の時期、目的、対象者及び具体的な内容を記載したものに限る。）に基づき、当該就労継続支援A型事業所等において事業を行う就労継続支援A型事業者等（就労継続支援A型事業者（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第七十一条に規定する就労継続支援A型事業者をいう。）又は指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）以外の者が行う研修会又は当該就労継続支援A型事業者等が行う研修会（当該研修会の講師が当該職員以外の者である場合に限る。）への当該職員の参加状況

（1） 当該職員の半数以上が参加している場合 二点  
（2） 参加した当該職員の数が一人以上である場合（1）に該当する場合を除く。） 一点

ロ 就労継続支援A型事業所等の職員が、当該就労継続支援A型事業所等における障害者に対する就労支援に関して、研修（当該就労継続支援A型事業所等が行うものを除く。）、学会又は学会誌等において発表した回数

（1） 二回以上の場合 二点  
（2） 一回の場合 一点

ハ 先進的事業者（障害者に対する就労支援に係る先進的な取組を行う他の就労継続支援A型事業者等その他の事業者をいう。以下同じ。）の視察等の実施状況

（1） 就労継続支援A型事業所等の職員が先進的事業者の視察又は先進的事業者における実習を行い、かつ、当該就労継続支援A型事業所等において他の就労継続支援A型事業者等その他の事業者の職員による視察又は実習を受け入れた場合 二点

（2） 就労継続支援A型事業所等の職員が先進的事業者の視察若しくは先進的事業者における実習を行った場合又は当該就労継続支援A型事業所等において他の就労継続支援A型事業者等その他の事業者の職員による視察若しくは実習を受け入れた場合（1）に該当する場合を除く。） 一点

ニ 生産活動収入を増やすための販路拡大のために商談会、展

令和三年三月三十一日

<p>地域連携活動</p>	<p>三 合計点数が一点以上五点以下であること。</p> <p>二 合計点数が六点又は七点であること。</p> <p>ホ 人事評価の結果に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けているとともに、当該人事評価の基準について書面をもって作成し、全ての職員に周知している場合 二点  ヘ 介護給付費等単位数表第14の8の2の注の本文に規定する者を配置している場合 二点  ト 第三者評価を受け、その結果を公表している場合 二点  チ 就労継続支援A型等に係る取組が、国際標準化機構が定めた規格その他これに準ずるものに適合している旨の認証を受けている場合 二点</p>	<p>十 十五 二十五</p>
<p>第五十条中「中」第七十四条第二項」とあるのは「第百八十四条において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に改める。</p> <p>第五十一条中「中」第七十四条第二項」とあるのは「第百八十九条において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に改める。</p> <p>第五十三条中「中」第七十四条第二項」とあるのは「第百九十三条において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に改める。</p> <p>第五十四条第二項」と、同条第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に改める。</p> <p>第五十三条の八第二号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）を「法」に改める。</p> <p>第五十四条中「中」第七十四条第二項」とあるのは「第百九十二条において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に改める。</p> <p>第五十四条の三中「中」第七十四条第二項」とあるのは「第百九十一条において準用する条例第七十四条第二項」を「から第六号までの規定中「第七十七条」とあるのは「第百九十二条の六中「中」第七十四条第二項」とあるのは「第百九十二条の二十二において準用</p>	<p>示会その他これらに類するものに参加した回数</p> <p>(1) 二回以上の場合 二点  (2) 一回の場合 一点</p>	

大分県報号外（規則）

する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。

第五十七条第一項中「第二百九条第二項から第五項までにおいて準用する条例第八十九条」を「第二百九条第一項において準用する条例第八十九条」に、「中」第七十四条第二項」とあるのは「第二百九条第二項から第五項までにおいて準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。

**附 則**

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十一号

**指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第十二号）の一部を次のように改正する。  
 第十一条第四号中「身体拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

**附 則**

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十二号

**障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第十三号）の一部を次のように改正する。  
 第四条第二号中「身体拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

事項	評価基準	スコア
労働時間	一 一日の平均労働時間数（就労継続支援A型事業所等（就労継続支援A型事業所又は障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一项に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）において、就労継続支援A型等（就労継続支援A型（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は障害者支援施設が行う就労継続支援A型に係る障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、当該就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、当該就労継続支援A型事業所等と雇用契約を締結していた利用者の当該就労継続支援A型事業所等における労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した、当該就労継続支援A型事業所等における一日当たりの平均労働時間数をいう。以下同じ。）が七時間以上であること。	八十
	二 一日の平均労働時間数が六時間以上七時間未満であること。	七十
	三 一日の平均労働時間数が五時間以上六時間未満であること。	五十五
	四 一日の平均労働時間数が四時間三十分以上五時間未満であること。	四十五
	五 一日の平均労働時間数が四時間以上四時間三十分未満であること。	四十
	六 一日の平均労働時間数が三時間以上四時間未満であること。	三十
	七 一日の平均労働時間数が二時間以上三時間未満であること。	二十

第十三条及び第十七条中「第十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第三十八条第二項」を「第三十八条第一項」に、「同条第二項及び第三項」を「同条第三項」に、「第三十八条第一項」を「第三十八条第二項」に改める。  
 第十七条の二の次に次の一条を加える。  
 （運営状況等に関する事項の評価等）  
**第十七条の三** 条例第七十一条の三の規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる事項とし、同条の規定に基づき規則で定める評価方法は、同表の上欄に掲げる事項に係る同表の上欄に掲げる評価基準に依り、同表の下欄に掲げるスコアを合計したものとす。

生産活動	八 一日の平均労働時間数が二時間未満であること。	五
動	<p>一 前年度（就労継続支援A型事業所等において就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度をいう。以下同じ。）及び前々年度（当該就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前々年度をいう。以下同じ。）の各年度における生産活動収支（生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額をいう。以下同じ。）がそれぞれ当該各年度に利用者により支払う賃金の総額以上であること。</p> <p>二 前年度における生産活動収支が前年度に利用者により支払う賃金の総額以上であること（前号に該当する場合を除く。）。</p> <p>三 前々年度における生産活動収支が前々年度に利用者により支払う賃金の総額以上であること（第一号に該当する場合を除く。）。</p> <p>四 前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者により支払う賃金の総額以上でないこと。</p>	四十
多様な働き方	<p>一 就労継続支援A型等を行った日の属する年度において、就労継続支援A型事業所等の就業規則その他これに準ずるものにより、次のイからチまでに掲げる利用者に関する事項を定めていることをそれぞれ一点として算定した点数（五点を限度とし、前年度において、その算定した点数に係る当該事項を、利用者の希望に基づき講じた場合には、その講じた事項ごとに一点を加算した点数とする。）の合計（以下この項において「合計点数」という。）が八点以上であること。</p> <p>イ 就労に必要な知識及び能力の向上に資する免許、検定その他の資格の取得を支援するための制度に関する事項</p> <p>ロ 利用者を当該就労継続支援A型事業所等の職員として雇用する場合における採用手続及び採用条件に関する事項</p> <p>ハ 在宅勤務を行う利用者の労働条件及び服務規律に関する事項</p> <p>ニ その利用者に係る始業及び終業の時刻をその利用者の決定に委ねることとした利用者の労働条件に関する事項</p> <p>ホ それぞれの障害の特性に応じ一日の所定労働時間が短い利用者の労働条件に関する事項</p> <p>ヘ それぞれの障害の特性に応じて一日の所定労働時間を変更</p>	三十五
支援力向上のための取組	<p>一 前年度（トに該当する場合にあつては、当該前年度の末日から起算して過去三年間）において、次のイからチまでのうち五つの項目について、それぞれ当該項目に掲げる場合に依りて算定した点数の合計（以下この項において「合計点数」という。）が八点以上であること。</p> <p>イ 就労継続支援A型事業所等の職員（サービス管理責任者及び職業指導員等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第13の8の注1に規定する職業指導員等をいう。）に限る。以下このイにおいて同じ。）に対し、障害者の就労の支援に関する知識及び技能を習得させるために作成した研修計画（研修の時期、目的、対象者及び具体的な内容を記載したものに限る。）に基づき、当該就労継続支援A型事業所等において事業を行う就労継続支援A型事業者等（就労継続支援A型事業者又は指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）以外の者が行う研修会又は当該就労継続支援A型事業者等が行う研修会（当該研修会の講師が当該職員以外の者である場合に限る。）への当該職員の参加状況</p> <p>(1) 当該職員の半数以上が参加している場合 二点</p> <p>(2) 参加した当該職員の数が一人以上である場合 (1)に該当する場合を除く。 一点</p> <p>ロ 就労継続支援A型事業所等の職員が、当該就労継続支援A型事業所等における障害者に対する就労支援に関して、研修会又は学会誌等において発表した回数</p> <p>(1) 二回以上の場合 二点</p>	三十五
合計点数	<p>三 合計点数が一点以上五点以下であること。</p> <p>二 合計点数が六点又は七点であること。</p>	二十五
合計点数	<p>三 合計点数が一点以上五点以下であること。</p>	十五

附則	地域連携活動	<p>前年度において、就労継続支援A型事業所等が地域の事業者と連携した付加価値の高い商品開発、企業若しくは官公庁等での就労又は生産活動その他の地域社会と連携した活動を行い、当該活動の内容及び当該活動に対する当該事業者又は当該企業若しくは官公庁等の意見を記載した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表していること。</p>	十
		<p>ハ 一回の場合 一点</p> <p>(2) 先進的事業者(障害者に対する就労支援に係る先進的な取組を行う他の就労継続支援A型事業者等その他の事業者をいう。以下同じ。)の視察等の実施状況</p> <p>(1) 就労継続支援A型事業所等の職員が先進的事業者の視察又は先進的事業者における実習を行い、かつ、当該就労継続支援A型事業所等において他の就労継続支援A型事業者等その他の事業者の職員による視察又は実習を受け入れた場合 二点</p> <p>(2) 就労継続支援A型事業所等の職員が先進的事業者の視察若しくは先進的事業者における実習を行った場合又は当該就労継続支援A型事業所等において他の就労継続支援A型事業者等その他の事業者の職員による視察若しくは実習を受け入れた場合(1)に該当する場合を除く。) 一点</p> <p>ニ 生産活動収入を増やすための販路拡大のために商談会、展示会その他これらに類するものに参加した回数</p> <p>(1) 二回以上の場合 二点</p> <p>(2) 一回の場合 一点</p> <p>ホ 人事評価の結果に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けているとともに、当該人事評価の基準について書面をもって作成し、全ての職員に周知している場合 二点</p> <p>ヘ 介護給付費等単位数表第14の8の2の注の本文に規定する者を配置している場合 二点</p> <p>ト 第三者評価を受け、その結果を公表している場合 二点</p> <p>チ 就労継続支援A型等に係る取組が、国際標準化機構が定めた規格その他これに準ずるものに適合している旨の認証を受けている場合 二点</p> <p>三 合計点数が一点以上五点以下であること。</p> <p>二 合計点数が六点又は七点であること。</p> <p>一 合計点数が八点以上であること。</p>	十五 二十五
		<p>この規則は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>令和三年三月三十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>大分県規則第二十三号</p> <p><b>障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則</b></p> <p>障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年大分県規則第十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条第二号中「身体拘束等」を「身体的拘束等」に改める。</p> <p><b>附則</b></p> <p>この規則は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>令和三年三月三十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>大分県規則第二十四号</p> <p><b>指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則</b></p> <p>指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年大分県規則第十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条の次に次の一条を加える。</p> <p>(医療的ケアに該当する医療行為)</p> <p><b>第二条の二</b> 条例第六条第二項の規則で定める医療行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 気管切開の管理</p> <p>二 鼻咽喉エアウェイの管理</p> <p>三 酸素療法</p> <p>四 ネブライザーの管理</p> <p>五 経管栄養(経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻によるもの)に限</p>	

る。)

六 中心静脈カテーテルの管理

七 皮下注射

八 血糖測定

九 継続的な透析

十 導尿

十一 排便管理（消化管ストーマの管理又は摘便、洗腸若しくは洗腸（医療行為に該当し

ないものとして別に定める場合を除く。）の実施に限る。）

十二 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置

第三条第二項中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改める。

第七条第四号中「身体拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十五号

指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第四号中「身体拘束等」を「身体的拘束等」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。  
令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十六号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（医療的ケアに該当する医療行為）

第三条 条例第八十七条第一項の規則で定める医療行為は、次に掲げる行為とする。

一 気管切開の管理

二 鼻咽頭エアウェイの管理

三 酸素療法

四 ネブライザーの管理

五 経管栄養（経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻によるものに限る。）

六 中心静脈カテーテルの管理

七 皮下注射

八 血糖測定

九 継続的な透析

十 導尿

十一 排便管理（消化管ストーマの管理又は摘便、洗腸若しくは洗腸（医療行為に該当しないものとして別に定める場合を除く。）の実施に限る。）

十二 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置（委任）

第四条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

この規則は、令和三年四月一日から施行する。